

憲法9条では、もう日本の平和は守れない。

日本国憲法・前文（抜粋）

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、
平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。
われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。

日本国憲法・第9条

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



日本周辺における近年の中国の動き

- 1992年 領海法を制定。沖縄県・尖閣諸島を中国領と記載
- 1996年 台湾海峡にミサイル発射
- 2000年 中国軍艦が日本列島一周
- 2003年 白樺海底油田開発に着手
- 2004年 沖ノ鳥島を日本の領土とは認めるが、EEZ(排他的経済水域)は設定できないと主張
- 同年 中国人活動家7人が尖閣諸島に不法上陸

- 2005年 反分裂国家法を制定。台湾への武力行使を明言
- 2008年 駆逐艦など4隻が津軽海峡を通り、日本列島を周回
- 2010年4月 麻薬密輸罪で日本人4人の死刑執行
- 同年 同月 艦隊10隻が宮古海峡を抜け、沖ノ鳥島を一周
- 2010年5月 海洋調査船が日本の測量船を4時間追跡
- 2010年9月 尖閣諸島沖で、中国漁船が日本の巡視船に体当たり
- 同年 同月 ゼネコン日本人社員4人を拘束

戦後の北朝鮮の動向

- 1950年 朝鮮戦争(突如として韓国へ侵攻)
- 1977年~83年 日本人を次つぎと拉致
- 1983年 ラングーン事件(韓国政府要人を北朝鮮工作員が爆殺)
- 1987年 大韓航空機爆破事件(北朝鮮工作員による爆弾テロ)
- 1998年 弾道ミサイル「テポドン1号」発射。日本上空を通過
- 1999年 能登半島沖不審船事件
- 2001年 九州南西沖で不審船が領海侵犯
日本の巡視船へ銃撃し、自爆沈没(北朝鮮工作船)

- 2002年 金正日が拉致を認め5人を返還(小泉首相訪朝)
- 2004年 拉致被害者の遺骨返還(他人の遺骨であることが判明)
- 2005年 核兵器の放棄を確約(6カ国協議の共同声明)
- 2006年 日本海に向けて、「テポドン2号」など弾道ミサイルを7発発射
- 同年 核実験実施
- 2009年 日本海に向けて、「ノドン」など弾道ミサイルを7発発射
- 2010年3月 韓国海軍哨戒艦を魚雷攻撃により撃沈
- 2010年11月 韓国延坪島を砲撃



「日本を考えよう」
幸福実現党党首 しみずき 秀学

平和を脅かす諸国には、憲法9条を適用すべきではありません。

日本国民の生命・安全・財産を守るため、幸福実現党は現憲法の改正をめざします。しかし、尖閣事件をはじめ近隣諸国の核武装など、国難は眼前に迫り、もはや一刻の猶予も許されない状況にあります。

そもそも現憲法は、その前文にあるように「平和を愛する諸国民」への信頼を前提として、第9条の「戦争の放棄」と「戦力の不保持」を定めたものです。

したがって、「平和を愛する」とはいえない国に対しては、「憲法9条は適用されない」と解釈すべきではないでしょうか。

すなわち憲法解釈の変更によって、平和を脅かす国家に対する世界標準の自衛権の行使を認め、「抑止力」を強化することで、国民の生命と安全と財産を守り抜くべきだと考えます。

政治に、新しい力を。



こうふくじつげんとう 幸福実現党